

○通信指令業務運営要領の制定について  
(平成元年10月16日例規第41号／神指発第286号／神ら企発第385号)  
最終改正 平成24年3月23日例規第26号神地総発第115号

各所属長あて 本部長

この度、神奈川県警察外勤警察運営規程(平成元年神奈川県警察本部訓令第8号)の制定に伴い、別添のとおり通信指令業務運営要領を全面改正し、平成元年10月20日から施行することとしたから、次の諸点に留意し運用上誤りのないようにされたい。

おつて、通信指令業務運営要領の制定について(昭和58年1月24日 例規第2号神指発第5号。以下「旧要領」という。)は、廃止する。

記

通信指令業務については、旧要領により運用してきたところであるが、外勤警察運営規則の一部を改正する規則(平成元年国家公安委員会規則第8号)の制定に伴い、神奈川県警察外勤警察運営規程(平成元年神奈川県警察本部訓令第8号。以下「運営規程」という。)が制定され、平成元年8月1日から施行された。

この規程中、警察署通信室が活動単位として新たに位置付けられたことに伴い、この度、旧要領を全面改正し通信指令業務の充実を図るものである。